

## 平成 27 年度 第 3 回二宮町環境審議会 議事録

日 時：平成 28 年 2 月 12 日（金）午後 3 時 15 分～5 時 15 分

場 所：二宮町役場 第一会議室

出席者：藤田会長 / 高瀬副会長 / 亀井委員 / 岡田委員 / 古澤委員 / 峯尾委員 / 土谷委員  
長谷川委員

事務局：筑紫町民生活部長 / 小島生活環境課長 / 須田班長

### 1. 開会

### 2. 挨拶（会長）

第 2 次二宮町環境基本計画実施計画（平成 24 年度～27 年度）〔前期〕の 4 年間で早いもので終了となります。本日の審議会は、二宮町第 2 次環境基本計画実施計画〔前期〕から〔中期〕への橋渡し、最後の審議会となりますのでよろしくお願い致します。

### 3. 議題

#### （1）「平成 26 年度二宮町第 2 次環境基本計画実施計画の進捗状況」について

～事務局から資料 1 の説明～

#### 【質問・意見】

会 長：1-1「吾妻山の保全と魅力の向上」①「公園等管理運営事業・公園等維持整備事業」ですが、出店者に排出したごみ以外の公園内のごみ処理をお願いしているということですが、順調に処理できていますか。

②「吾妻山の新たな整備事業の実施」の吾妻山入口の道路で、交通事故が発生したことはありますか。また、同事業の町の対応欄記載のとおり絶滅危惧種を公表すると、採取されてしまう可能性があることも事実ですが、吾妻山は鳥獣保護区になっています。「生物多様性の保全」の最初の事業ですので、鳥獣保護に必要な植生を保護していく視点も必要だと思います。

事務局：①「公園等管理運営事業・公園等維持整備事業」ですが、吾妻山にごみが散らかっていることはありません。このことから、ごみ処理については問題ないと考えています。②「吾妻山の新たな整備事業の実施」において、来園者の多い時期は人を配置して交通整理をしていることもあり、交通事故があったという話は聞いたことはありません。

委 員：予算等の問題もありますが、吾妻山に行くときに歩道のない二宮小学校側を歩く方が多いので、二宮小学校側にも歩道があればよいと思います。

会 長：1-2「丘陵地や谷戸などの保全」④「遊休・荒廃農地対策事業」の町の対応欄に接

道や地形、日照など条件の悪い土地が多く、企業やボランティアを含め、未経験者が持続的に耕作に取り組むには厳しい状況と記載してありますが、このような土地を農耕できるように戻すことは事実上困難だと思います。農耕が難しい場所は、里山に戻すようなことを考え、里山再生計画を町で検討していただいてもよいのではないかと思います。

委員：戦前戦後に開墾をした場所がたくさんあります。二宮町は山間農地が多く、人が歩いてやっと耕作できるような場所が多いです。農業委員会でもパトロールをし、対策を考えていますが、山林化しているところが多くあります。ボランティアのレベルでどうにかできる問題ではありません。町では、山林に戻すのか、開墾するのかなどの検討をしています。

委員：町で検討しているということですが、農地を貸し出すことは検討していますか。

委員：優良農地については、手続きを踏めば貸し出すことはできますが、山林化しているような農地を貸す方はいないですし、また借りる方もいません。車が入れないと、どうにもなりません。そのような土地は、元に戻すのか、他の事業と一緒に開発するのかといった考えで進めています。

委員：①「里山再生育成事業」についてですが、里山事業と葛川は地理的に関わりがないと記載してありますが、そんなに大きな町ではないので、どこにおいても葛川とはつながると思いますが、いかがでしょうか。

事務局：現状の里山事業が休耕田を利用した田んぼ体験やしいたけの植菌事業などです。事業実施場所が葛川と離れているため、地理的に関わりがないと記載してあります。

委員：里山再生推進協議会があります。その中で、田んぼ体験の実施、しいたけの植菌事業や炭焼き会、竹の会、涵養部会といった3つくらいの部会がありますが、川との関連と言われましても、それぞれの事業や部会が独立して実施していますので、横のつながりがありません。町には横のつながりを検討していただく必要があると思いますが、里山推進協議会としては、現在の事業を継続していくことが使命だと思っています。継続していくことはとても難しく、例えば、しいたけの生産者は2、3人しかいません。ボランティアの協力により何とか実施しています。里山再生は、農業生産が主体とならないと進みません。しかし、農業者が減り、大きな問題となっています。農業者を増やすようにしないと里山は再生できません。試行錯誤していますが、現状では難しい状況です。

会長：難しい課題ですが、事業間連携をあまり厳密に考えないで、例えば里山の水源涵養機能を損なわれないようにといった問題意識を持つだけでも、ある程度の連携が構築できると思います。事業間連携は具体的な事業展開をしなければならぬということではないと思いますので、もっと柔軟にとらえ、様々なパターンを考えた方がよいと思います。

委員：新しいごみの分別が始まり、ごみの量がかなり変わったと聞いたのですが、いかがですか。

事務局：容器包装プラスチックが当初予算では足りず、補正予算を組ませていただきました。議員さんから「ごみが増えていますか」との質問を受けました。容器包装プラスチックは今回、初めて分別したため、予測がつかなかったため補正を組ませていただきましたが、ごみの総量としては、ほとんど変わりません。

委員：ごみの分別が変わって、余計なものまで出されるようになったのであれば、もう一度、各町内にPRする必要があるのかと思いました。

会長：2-5「地産地消の促進」③「地元産品の循環型活用の促進」についてですが剪定チップの約9割が燃料とありますが、何の燃料ですか。次の基本目標「低炭素社会の形成」につながるのではないかと思います。

事務局：発電の燃料になりますので、カーボンニュートラルになっていますので、「低炭素社会の形成」につながると思います。

委員：3-1「省資源・省エネルギー活動の促進」⑥「公共交通への利用転換の促進」についてですが、目的地まで徒歩や送迎などで移動する方が多いから利用促進が図られなかったとありますが、利用しにくいから徒歩や送迎などで移動せざるを得ないのだと思います。そのことを認識していただければと思います。

委員：きちんと整理しないといけないと思います。この町の対応では課題になっていないと思います。

事務局：町としても利用促進が図られていないことは課題となっています。3年間試行で今年度が最後の年度です。来年、3年間を振り返って、まだ不透明ですが、新しい方針を決めていく予定です。

委員：実際に利用すると、きわめて不便です。現状の利用状況を考えるとバスが大きすぎます。それから観光地を循環するような形にするなど利用の範囲を広げることも考えた方がよいと思います。

委員：観光地の循環については是非実現してもらいたいです。

委員：CO<sub>2</sub>削減の観点からコミュニティバスについても電気バスなどの導入など、町が自ら実施することを真剣に模索することも必要だと思います。

## (2)「二宮町第2次環境基本計画実施計画[中期]」について

～～事務局から資料2、3の説明～

### 【質問・意見】

委員：資料3の4ページ③「ふれあい農園事業」の目標値ですが、団塊の世代を誘導するよう区画数をもっと増やすことはできないでしょうか。専業農家ではなくなり、農地を持っている方がたくさんいらっしゃると思います。そのような土地を荒廃させるのではなく、利用できる農地は貸し出すことを検討できるのではないかと

思います。

事務局：農地を貸すためには様々な法的な制約があるため、難しいかもしれませんが、環境審議会からの意見として担当課にお伝えします。

委員：資料 3 の 12 ページ⑤「葛川美化推進事業」の目標値が葛川ごみの回収量 1.5 t となっていますが、この目標値は過去 3 年間の平均値です。水質を良くするために行うのですが、ごみを 1.5 t 回収すると葛川がきれいになるのかということが重要なのですが、1.5 t 回収すると水質はよくなるのでしょうか。

事務局：河川への不法投棄が減少してきていることから、表面のごみの回収から川底のごみを回収するようになっていきます。水質についても、近年は、環境基準値以下となっています。どの程度回収すれば水質向上に寄与できるかの数値は不明ですが、引き続き環境基準値を守っていけるよう過去の推移から年間 1.5 t の回収量を目標値に設定しました。

委員：さらなる水質向上を目指すのであれば、今よりごみを少なくさせるため、回収量の目標値を低めに設定して、その目標値の範囲内になるような取組みの検討も必要だと思います。

会長：水質の面と河川環境の面があります。瀬戸内海では水質は良くなったのですが、藻場が回復しないということで、藻場の回復のため底質の改良やごみを回収したことで成功した事例があります。葛川の河川環境を向上させるために、川底のごみを回収していくことはプラスになると思います。

委員：資料 3 の 11 ページ④「葛川水質調査の実施」については、上流自治体との連携についてはどう考えていますか。

事務局：葛川自体は県の管理になりますので、県を通じた連携や葛川サミットなどで連携しています。

委員：国や県からの補助金などを伴う事業、例えば資料 3 の 8 ページ①「公共下水道整備事業」は補助金がでなければ実施できなくなります。そういう意味で評価方法を検討する必要があると思いますが、いかかがですか。

事務局：補助金が得られなければ、事業の縮小はせざるを得ませんが、それをどう評価に表すかということですが、たとえ国や県の制度の変更で事業を縮小したとしても担当課が何もしない訳ではありませんので、その辺を評価シートの中で記載して評価できればと思います。

会長：資料 3 の 14 ページ⑦「葛川改修計画（県）」では、葛川は県の管理河川です。町としては要望するということになりますが、これは要望をして、実現に期することを事業内容に記載しました。実現できたかどうかは別として、国や県の状況などの話を聞いて、町がどのくらい努力したのかを評価するしかないと思います。

委員：目標は目標として設定し、目標を達成しなくても結果を評価するときに、理由があれば、その理由で評価すればよいと思います。

委員：資料 3 の 34 ページ①「不法投棄防止事業」の目標値が不法投棄回収量 2.5 t となっていますが、不法投棄なので本来は回収量 0 t が望ましいです。何でも数字で表すことは難しいですが、不法投棄量を何パーセント削減するといった目標でもよいかと思います。2.5 t を目標値にすると 2.5 t まで不法投棄してもよいのかということにもなります。

委員：不法投棄のパトロールの回数などはいかがでしょう。検討していただければと思います。

会長：来年度、一般廃棄物処理基本計画を改定するという事なので、その時に合わせて変更することも考え方の 1 つだと思います。実施計画 [中期] は 3 月までに策定しなければなりませんので、再来年度に目標値を変更していくことも委員の皆さまにご了解いただければと思います。

委員：資料 3 の 28 ページ③「廃食用油回収事業（石けんづくり）」ですが、分別方法の周知により回収量が増えていますが、これによって石けんがたくさんできているということですか。

事務局：廃食用油は基本的には民間の業者に売却し、インクの原料としてリサイクルしています。石けんづくりは、リサイクルの重要性を啓発するために実施しています。そのため、石けん作り用として廃食用油の一部を売却せず、石けん作りに利用しています。石けんがたくさんできているということではありません。

委員：資料 3 の 27 ページ②「生ごみ処理機の導入促進」についてですが、給食センターなどに設置していますが、肥料として活用できるものですか。

事務局：できます。農業経験のある方などに活用していただいています。

委員：資料 2 の 15 ページ④「エコカーの導入（電気自動車等導入検討）事業」において、平成 30 年度の実施予定欄に○がついているのは心強いですが、できれば二宮小学校にも蓄電池が設置されますので、もう少し早めに導入していただければと思います。

資料 3 の 46 ページ⑧「自然エネルギーに関する情報収集・提供」についての固定価格買取制度による導入件数とありますが、具体的には太陽光を設置した件数ですか。

事務局：固定価格買取制度における町内の再生可能エネルギーの導入件数になります。

委員：目標値の根拠はすばらしいと思いますが、平成 28 年度の目標値が 270 件となっていますが、1 年目で 270 件だと難しいのではないのでしょうか。

委員：1 年間の新規の件数ではないですね。

事務局：延べ件数になります。平成 27 年度の件数の状況も踏まえ、高い目標値ではありませんが設定しました。

委員：資料 3 の 48 ページ②「開発行為等における緑化指導（要綱、指導、条例）」についてですが、目標値が二宮町開発指導要綱に基づく緑化指導を行うとして 100%と

なっています。開発要綱があるので、当然要綱に準じて緑化をするので実施計画  
[中期] からはずしてもよいのではないのでしょうか。

事務局：指導要綱ですので、強制力がなく、従っていただけない場合もあります。

会 長：二宮町第2次環境基本計画実施計画[中期]は、4月1日からとなりますので、審  
議会の皆さまの同意を得たいと思いますが、資料3の52ページ①「地域美化活動  
の推進」の中段に「基本施策に対する評価の視点」があります。この事業は、環  
境美化の事業でゴミ袋の配布等を行います。この事業は、「基本施策に対する評価の視点」に  
おいては、「空気がきれいで風通しのよい生活環境の向上に寄与できる取組となっ  
ているか」、「緑豊かな街並みの保全など環境面からのまちの景観形成につながっ  
ているか」と記載されています。事業内容と評価の視点がマッチングしていない  
ので、「散乱ゴミ等のない生活環境の向上」などの内容に変更するなど、他にもい  
くつかございますので、会長一任ということで修正をまかせていただければと思  
います。

ご意見をいただいた資料3の48ページ②「開発行為等における緑化指導（要綱、  
指導、条例）」と49ページ③「雨水浸透施設設置の指導」については、別の視点  
から内容等を表現できるかもしれませんので、事務局と相談し、修正するという  
ことで、会長一任でお願いできればと思います。

委 員：異議なし。

### (3) その他

～事務連絡～

## 4. 閉会

以上